



2022年5月13日

各 位

会社名：株式会社じもとホールディングス
(コード番号：7161 東証スタンダード市場)
代表者名：取締役社長 鈴木 隆
問合せ先：取締役総合企画部長 尾形 毅
(T E L . 0 2 2 - 7 2 2 - 0 0 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな種類株式の要綱及び電子提供制度に関する定めを新設するため、2022年6月23日開催予定の第10期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、2021年12月17日開催の取締役会決議後に公表しました、各種優先株式の上限配当率に関する算出規定の定義変更に伴う定款の一部変更につきましても、本株主総会に付議することを改めてお知らせいたします。

なお、会社法第322条第1項第1号に基づき、本件につきましては、普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 新たな種類株式の要綱の新設

本日、本開示と同時に開示している「新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始について」に記載のとおり、当社は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例に基づく国の資本参加（以下「公的資金」といいます。）の申請に向けた検討を開始いたしました。公的資金の申請の検討を行うにあたり、公的資金に対応する新たな種類の株式（E種優先株式）の発行を可能とするため、諸規定を新設するものであります。

- ① 現行定款に第3章の2としてE種優先株式に関する規定を新設し、併せて現行定款第6条にE種優先株式に関する発行可能種類株式総数を新設するとともに、これに対応して当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能株式総数を増加させるものであります。
- ② 本内容にかかる定款変更は、本株主総会並びに2022年6月23日開催予定の普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様及びD種優先株主様に係る各種類株主総会の承認可決により効力が生じるものであります

(2) B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の上限配当率に関する算出規定の変更

2021年12月末のユーロ円LIBORの恒久的な公表停止に伴い、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の各種優先株式上限配当率に関する算出規定を変更する

ため、当社定款を変更するものであります。

- ① 現行定款第 13 条の日本円 T I B O R (12 ヶ月物) が公表されていない場合の代替指標となるユーロ円 L I B O R12 ヶ月物 (360 日ベース) 及び当該代替指標に基づく代替措置に関する規定を削除するものであります。
- ② その他所要の変更を行うものであります。
- ③ 本内容にかかる定款変更は、本株主総会並びに 2022 年 6 月 23 日開催予定の普通株主様、B 種優先株主様、C 種優先株主様及び D 種優先株主様に係る各種類株主総会の承認可決により効力が生じるものであります。

(3) 電子提供制度に関する定めの新設

会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第 26 条第 1 項に、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新設するものであります。
- ② 変更案第 26 条第 2 項に、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- ③ 現行定款第 26 条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日

- ① B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式の優先株式上限配当率に関する算出規定の定義の変更 2021 年 12 月 17 日
- ② 新たな種類株式 (E 種優先株式) の要綱の新設、電子提供制度に関する定めの新設 2022 年 5 月 13 日

(2) 本株主総会決議日

2022 年 6 月 23 日 (予定)

(3) 普通株主様、B 種優先株主様、C 種優先株主様及び D 種優先株主様に係る各種類株主総会決議日

2022 年 6 月 23 日 (予定)

(4) 定款の一部変更の効力発生日

- ① B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式の優先株式上限配当率に関する算出規定の変更、新たな種類株式 (E 種優先株式) の要綱の新設 2022 年 6 月 23 日 (予定)
- ② 電子提供制度に関する定めの新設 2022 年 9 月 1 日 (予定)

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案																		
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000株</u>とし、当社の各種類株式 の発行可能種類株式総数は次のとおりと する。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td>160,000,000株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>13,000,000株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>D種優先株式</td><td>20,000,000株</td></tr></table> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第46条に定める剰余金の配当 を行うときは、毎年3月31日(以下「優 先期末配当基準日」という。)の最終の株 主名簿に記載または記録された優先株式 を有する株主(以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者(以下 「優先登録株式質権者」という。)に対し、 当該優先期末配当基準日の最終の株主名 簿に記載または記録された当社の普通 株式(以下「普通株式」という。)を有す る株主(以下「普通株主」という。)およ び普通株式の登録株式質権者(以下「普 通登録株式質権者」という。)に先立ち、 それぞれ次に定める額の金銭による剰余 金の配当(かかる配当により支払われる 金銭を、以下「優先配当金」という。)を 行う。ただし、配当年率は8%を上限と し、当該優先期末配当基準日の属する事 業年度において優先株主または優先登録 株式質権者に対して第14条に定める優先</p>	普通株式	160,000,000株	B種優先株式	13,000,000株	C種優先株式	20,000,000株	D種優先株式	20,000,000株	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>198,000,000株</u>とし、当社の各種類株式 の発行可能種類株式総数は次のとおりと する。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td>198,000,000株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>13,000,000株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>D種優先株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>E種優先株式</td><td>20,000,000株</td></tr></table> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>B種優先株式、C種優先株式</u> <u>およびD種優先株式</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第46条に定める剰余金の配当 を行うときは、毎年3月31日(以下「優 先期末配当基準日」という。)の最終の株 主名簿に記載または記録された<u>B種優先 株式、C種優先株式およびD種優先株式</u> を有する株主(以下「優先株主」という。) または<u>B種優先株式、C種優先株式およ びD種優先株式</u>の登録株式質権者(以下 「優先登録株式質権者」という。)に対し、 当該優先期末配当基準日の最終の株主名 簿に記載または記録された当社の普通 株式(以下「普通株式」という。)を有す る株主(以下「普通株主」という。)およ び普通株式の登録株式質権者(以下「普 通登録株式質権者」という。)に先立ち、 それぞれ次に定める額の金銭による剰余 金の配当(かかる配当により支払われる 金銭を、以下「優先配当金」という。)を 行う。ただし、配当年率は8%を上限と し、当該優先期末配当基準日の属する事</p>	普通株式	198,000,000株	B種優先株式	13,000,000株	C種優先株式	20,000,000株	D種優先株式	20,000,000株	E種優先株式	20,000,000株
普通株式	160,000,000株																		
B種優先株式	13,000,000株																		
C種優先株式	20,000,000株																		
D種優先株式	20,000,000株																		
普通株式	198,000,000株																		
B種優先株式	13,000,000株																		
C種優先株式	20,000,000株																		
D種優先株式	20,000,000株																		
E種優先株式	20,000,000株																		

現行定款	変更案
<p>中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>B種優先株式</p> <p>1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「B優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）に、B種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「B種優先配当年率」とは、</p> <p>(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率</p> <p>B種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」</p>	<p>業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>B種優先株式</p> <p>1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「B優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）に、B種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「B種優先配当年率」とは、</p> <p>(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率</p> <p>B種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」</p>

現行定款	変更案
<p>という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記のただし書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として<u>全国銀行協会</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。<u>日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)</u>を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。</p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、C種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「C種優先配当年率」とは、</p> <p>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率(中略)</p> <p>(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種</p>	<p>という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記のただし書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として<u>一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。</p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、C種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「C種優先配当年率」とは、</p> <p>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率(中略)</p> <p>(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種</p>

現行定款	変更案
<p>優先配当年率</p> <p>C種優先配当年率=日本円T I B O R (12ヶ月物) +1.15%</p> <p>なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>上記の算式において「日本円T I B O R (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「C種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R)として<u>全国銀行協会</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。<u>日本円T I B O R (12ヶ月物)が公表されていない場合は、C種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円L I B O R12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(B B A)によって公表される数値を、日本円T I B O R (12ヶ月物)に代えて用いるものとする。</u></p> <p>D種優先株式</p> <p>1株につきD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、D種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「D種優先配当年率」とは、</p> <p>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率(中略)</p>	<p>優先配当年率</p> <p>C種優先配当年率=日本円T I B O R (12ヶ月物) +1.15%</p> <p>なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>上記の算式において「日本円T I B O R (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「C種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R)として<u>一般社団法人全銀協T I B O R運営機関</u>(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、<u>一般社団法人全銀協T I B O R運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。</p> <p>D種優先株式</p> <p>1株につきD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、D種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「D種優先配当年率」とは、</p> <p>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率(中略)</p>

現行定款	変更案
<p>(ii) 平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る D 種優先配当年率</p> <p>D 種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト (ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年 7 月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいずれか低い方 (以下「D 種優先株式上限配当率」という。) を超える場合には、D 種優先配当年率は D 種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記の但書において「日本円 T I B O R (12 ヶ月物) とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日) の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 T I B O R) として <u>全国銀行協会</u> によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの (%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。) を指すものとする。<u>日本円 T I B O R (12 ヶ月物) が公表されていない場合は、4 月 1 日 (ただし、当該日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日) において、ロンドン時間午前 11 時現在の euters3750 ページに表示されるロンド</u></p>	<p>(ii) 平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る D 種優先配当年率</p> <p>D 種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト (ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年 7 月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 T I B O R (12 ヶ月物) または 8 % のうちいずれか低い方 (以下「D 種優先株式上限配当率」という。) を超える場合には、D 種優先配当年率は D 種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記の但書において「日本円 T I B O R (12 ヶ月物) とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日) の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 T I B O R) として <u>一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関</u> (ただし、<u>トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。</u>) によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの (%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。) を指すものとする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>ン・インター・バンク・オブアード・レート (ユーロ円LIBOR12ヶ月物 (360日ベース)) として、英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値 (%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。) を、日本円TIBOR (12ヶ月物) に代えて用いるものとする。</u></p> <p>② ある事業年度においていずれかの種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が当該優先株式の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	<p>② ある事業年度において<u>B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式の</u>いずれかの種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が当該優先株式の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
<p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第19条 (現行どおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第3章の2 E種優先株式</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(E種優先配当金)</p>
	<p><u>第19条の2 当社は、第46条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株式を有する株主 (以下「E種優先株主」という。) またはE種優先株式の登録株式質権者 (以下「E種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、E種優先株式につき、株式の分割、</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優先配当金」という。）を行う。ただし、配当年率は、8%を上限とし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して第19条の3に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p>② <u>ある事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>③ <u>E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(E種優先中間配当金)</u></p> <p><u>第19条の3 当社は、第47条に定める中間配当金をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限として金額による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(E種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第19条の4 当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</p> <p>② E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(E種優先株主の議決権)</p> <p>第19条の5 E種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、E種優先株主は、当該優先株式に係る優先配当金の額全部（優先中間配当金が支払われたときは、その額を控除した額。以下本条において同じ。）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、当該議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時から、当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第19条の6 E種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「E種優先株式の取得請求期間」という。）中、当該決議で定める取得の条件により当社がE種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>る。ただし、<u>単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>③ <u>普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>第19条の7 当社は、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="475 331 571 360"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="475 667 571 696"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="475 1608 571 1637"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="240 1648 804 1680">(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p data-bbox="225 1691 831 1805">第 20 条 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p data-bbox="293 1906 836 2063">② 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>	<p data-bbox="932 331 1469 573">② <u>当社は、前項に基づく E 種優先株式の取得と引換えに、E 種優先株式 1 株につき、E 種優先株式の払込金額相当額を踏まえて E 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p data-bbox="876 629 1283 658">(普通株式を対価とする一斉取得)</p> <p data-bbox="863 669 1477 1552">第 19 条の 8 <u>当社は、E 種優先株式の取得請求期間の末日までに当社に取得されていない E 種優先株式の全てを、E 種優先株式の取得請求期間の末日をもって取得する。この場合、当社は、かかる E 種優先株式を取得するのと引換えに、各 E 種優先株主に対し、その有する E 種優先株式数に E 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、E 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は E 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。E 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p data-bbox="967 1608 1374 1637">第 3 章の 3 優先株式の共通事項</p> <p data-bbox="879 1648 1442 1680">(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p data-bbox="863 1691 1469 1890">第 20 条 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式、<u>B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式および E 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p data-bbox="932 1906 1477 2063">② 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、<u>B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式および E 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、</u></p>

現行定款	変更案
<p>(優先順位)</p> <p>第 21 条 B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株主総会</p> <p>第 23 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 26 条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 27 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 種類株主総会</p> <p>第 29 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 取締役および取締役会</p> <p>第 31 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>同時に同一の割合で行う。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第 21 条 B種、C種、<u>D種</u>およびE種優先株式相互の間の優先配当金<u>(E種優先配当金を含む。以下同じ。)</u>、優先中間配当金<u>(E種優先中間配当金を含む。以下同じ。)</u>および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株主総会</p> <p>第 23 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 種類株主総会</p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 取締役および取締役会</p> <p>第 31 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 監査等委員会</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略) <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 監査等委員会</p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第45条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第26条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第26条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>第3条</u> 前条の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第26条はなお効力を有する。</p> <p><u>第4条</u> 前2条の附則は、<u>施行日</u>から6ヶ月を経過した日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上